

第8回兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 議 事 録

1 日 時 平成28年6月21日(火) 午前10時30分～午前11時12分

2 場 所 兵庫県後期高齢者医療広域連合 会議室

3 出 席 者

(1) 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 力宗 幸男 委員 小川 一茂 委員 斉藤 千鶴
委員 坂井 希千与 委員 篠原 光児 委員 三上 喜美男

(2) 事務局

事務局長 東野 展也 事務局次長 長谷川 義晃
情報システム課長 内橋 宣明 給付課長 北出 美穂
資格保険料課長 濱本 範子 他

4 議 題

(1) 報告事項

- ①平成27年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について
- ②レセプト二次点検業務における自動点検(機械点検)の導入実施について

(2) その他

社会保障・税番号制度における情報連携開始に向けた特定個人情報保護評価の第三者点検の今後のスケジュールについて

5 傍 聴 人 なし

6 議事の要旨

(1) 報告事項

- ①平成27年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

(事務局) まず、情報公開制度の実施状況だが、平成27年度は請求がなかった。

次に、個人情報保護制度の運用状況だが、こちらは被保険者本人からの開示請求である。平成27年度は、請求件数が19件。その処理結果は、開示が17件、部分開示が1件、取り下げが1件であった。訂正請求・利用停止請求はなかった。

次に、診療報酬明細書等の開示依頼（遺族等）の状況だが、こちらは、被保険者の遺族からの依頼に基づくものである。運用に当たっては、広域連合の後期高齢者医療診療報酬明細書等の開示に関する取扱要領に基づき行っている。平成27年度は、依頼件数が11件。そのうち開示が10件、取り下げが1件である。

2ページの参考資料は、情報公開制度の実施状況及び個人情報保護制度の運用状況について、広域連合条例に基づき、ホームページ上に公表しているものである。

(会 長) 何か意見、質問はあるか。

(委 員) 個人情報保護制度の運用状況で、平成27年度の請求件数19件について、内容はどのようなものか。

(事務局) ほとんどが診療報酬明細書に関する請求である。

(委 員) 部分開示とはどのような内容か。

(事務局) 請求件数19件のうち18件がレセプトの開示依頼だが、部分開示にした1件は、被保険者証の再交付申請書の開示請求であった。その申請書のうち1つが、成年後見人による申請であったため、その方の住所氏名等の個人情報を伏せて部分開示したものだ。

(委 員) 診療報酬明細書等の開示依頼（遺族等）の依頼内容も同様のものか。

(事務局) そうである。こちらは診療報酬明細書に限っての開示であり、取り下げになった1件を除いて、全て開示した。

②レセプト二次点検業務における自動点検（機械点検）の導入実施について

(事務局) 概要について。レセプト二次点検業務は、医療機関等から提供される診療報酬明細書等、いわゆるレセプトにより、当広域連合が兵庫県後期高齢者医療の被保険者に係る費用を支払ったものについて、療養内容の適正を審査し、疑義があるものについては、一次審査を委託している兵庫県国民健康保険団体連合会に再審査申出を行う業務であり、医療費の適正化を図る観点から実施している。

今年度のレセプト二次点検業務の業者選定プロポーザルにおいて、より効率的、効果的な点検手法として、レセプトデータを利用した自動点検の手法が提案されたことを受け、検討した結果、平成28年7月以降の点検業務において、レセプトデータを提供し、自動点検の導入を実施するものである。

自動点検の内容について。当広域連合がレセプトデータを毎月提供し、委託事業者が自ら用意する点検システムを用いて実施する。自動点検により、レセプトデータ全件の点検が実施でき、目視による点検漏れの確認、低点数でも確

実な査定の発見等の効果が期待できる。

提供するレセプトデータについて。厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様のデータとなっており、一次審査を経たレセプトについて、国保連合会がレセプト電算処理システムにより作成する。提供するデータの内容については、資料の最後にレセ電コード情報ファイルのレイアウトを添付している。これは厚生労働省保険局の診療報酬情報提供サービスのレセ電システムに関する情報から抜粋したものである。

自動点検導入の必要性について。高齢者の増加に伴い、医療費は年々増大している。医療機関からのレセプト内容を再点検し、直接、診療報酬支出の是正を図る業務であるから、医療費適正化の観点からも、効率的・効果的な業務の実施要請は一層高まっている。また、兵庫県後期高齢者医療の被保険者数については、顕著に増加しており、これに伴うレセプト件数も増加している。1月185万件のレセプトを限なく点検するには、点検員を増員せず目視の手法のみでは処理件数に限界があり、今後もレセプト件数は増加し続けることが予想されるため、自動点検を導入する必要がある。

自動点検の実施方法について。レセプト二次点検事業者には、当広域連合からハードディスクによりレセプトデータを提供する。事業者では、疑義候補として抽出したエラーリストをもとに、点検員が目視で点検を行う。今後は、保険者レセプト管理システムにあるツールを利用し、疑義候補として抽出したデータを反映させる方法について、現在、国保連合会と協議しているところである。

データの保護について。平成26年度以降、民間事業者にレセプト二次点検業務を委託する時点においても相当の措置をとってきたが、今回新たに自動点検を実施するに当たり、契約書に追加した。

まず、自動点検に使用する情報機器は、当広域連合の承認を得て、受託者の負担において広域連合内に設置する。情報機器はスタンドアロン環境として外部接続等を行わないこととし、また、光ディスク等への書き込み制限、ログイン制限等を行うとともに、履行場所から持ち出せない物理的措置を講じなければならないとしている。

提供するレセ電コード情報ファイルの収受に使用する媒体を、当広域連合職員が持参し、その立会いの下で書き込み処理を実施する。終了後は、広域連合職員が直ちに媒体を回収する。また、受託者は単独でこの媒体を運搬、保管、管理できないこととし、提供したレセ電コード情報ファイルは、当広域連合内に留め置き、外部への持ち出しは一切認めないものとしている。

契約終了後は、データ消去用ソフトウェア等を使用してレセ電コード情報ファイルを含む全ての情報を削除した上で、復元できないよう物理的破壊等によ

り情報機器を廃棄するものとしている。

自動点検に当たり特に遵守すべき事項について、これらを契約書に追加し、データ保護を徹底していく。

(会 長) ただいまの説明について、何か意見、質問はあるか。

(委 員) 提供するレセプトデータ（レセ電コード情報ファイル）のDPCとは何か。

(事務局) DPC制度とって、一部の病院について、包括評価形式で入院の診療報酬を請求する制度がある。

(委 員) 包括とは、その患者に治療で使える医療費があらかじめ設けられており、その中でやりくりするという制度だったか。

(事務局) 包括評価の制度である。

(委 員) それはデータが別になっているということか。

(事務局) そうである。

(委 員) それと、プロポーザル方式による受託事業者の選定は、平成26年度以降実施されているが、説明いただいた機械点検の導入については今回が初めてということか。

(事務局) そうである。26年度にもプロポーザルは行ったが、このたび2年が経過して、28年3月に2回目を実施した。その時に事業者から、自動点検を入れて効率的な点検を行いたいという申し出があった。他の数社にも聞いたが、やはり現在は自動点検を行っているところが多くなっており、他の広域連合や自治体などでも導入されている。

(委 員) 件数がこれだけあるので、機械点検が効率的なのは理解した。業者はこれまでと同じか。

(事務局) そうである。

(委 員) その業者が初めて機械点検をするという提案をしてきたということか。

(事務局) そうである。業者自体は他の広域連合や自治体でも自動点検は実施しているが、当広域連合では初めてである。

(委 員) 他のところで実施していた方式に基づいて、こちらでも新たに提案してきたということか。

(事務局) そうである。

(委 員) それまでは手でやっていたのか。

(事務局) 目視で、1件1件、確認を行っていた。

(委 員) もっと早くやっていたらよかった。

これは、スタンドアローンの環境だから、オンラインで情報が流出するようなことはなく、しかも、機械は広域連合の事務所内にあり、そこで作業をするということか。

(事務局) 現在もこの同じフロア内の別室で、二次点検業務を行っている。その部屋に、

機械を配置することになる。

(委員) オンラインでの流出は、まず考えられないのか。

(事務局) 考えられない。

(委員) データの持ち出しなどセキュリティーの問題があるが、一旦外部に出てしまうと、大変なことになる。そのチェックはどのように行うのか。

(事務局) 今、写真をお配りするが、システムが入った自動点検用端末をケースに入れた状態で4台設置する。操作には指紋認証が必要で、その担当者を1人指定する。ケース自体は処理が終われば鍵がかかるようになっており、その鍵はこの部屋には置かない。また、このケース自体をワイヤで固定し、持ち出せないように物理的措置もする。

(委員) データはどうやってこの中に入れるのか。

(事務局) 広域連合の職員が立ち会い、ハードディスクをつないで読み込む。

(委員) そのデータを何か別の媒体に落として持ち出すようなことができないようにしておく必要がある。

(事務局) 契約上、できないこととしている。

(委員) もしやろうと思えばできるだろう。

(事務局) 持ち出すことは行わないようにということにしている。

(委員) しかし、実際には、そういう作業はなかなか難しいということか。コピーをするのにも時間がかかるだろうから。

(事務局) 件数も多いし、時間がかかると思う。

(委員) 作業は複数人でするのか。それとも1人か。

(事務局) 事業者の担当は1人と聞いている。その人物の指紋認証で入るので、誰が使用したかはわかるようになっている。

(委員) 例えば10分おきなどに、時々作業の様子をチェックしに行くようなことはあるのか。それとも、その人物に任せっ放しか。

(事務局) ハードディスクでデータを取り入れるまでは立会いをするが、その後は事業者任せることになる。部屋はロックされるようになっており、IDはこちらで管理している。

(委員) 特定の人物しか触れないから、情報が流出するようなことがあれば、その人物ということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 契約終了後は、物理的破壊により情報機器を廃棄するとあるが、具体的にはどのようにして壊すのか。

(事務局) パソコン自体を壊すと聞いている。

(委員) 業者に任せるとか。それとも目の前で壊すのか。

(事務局) 広域連合の職員が立ち会うことになる。

- (委員) これまでの実績で、機械点検での精度、例えば、チェックし過ぎて本来チェックしなくていいものまでじいてしまう。あるいは、逆に、はじかなければならないものまで許容してしまうというような、機械任せのグレーゾーンのようなものはないのか。
- (事務局) 事業者のノウハウということにはなるが、機械任せに抽出したものをそのまま再審査に上げるのではなく、より点数の高いものであるとか、低い点数でも見落としがないように、まず疑義候補のリストを作る。それを点検員が再度目視によって確認し、再審査に上げるかどうかの判断を行うことになるので、やたらに再審査が出るということはないかと思う。
- (委員) これまで他のところで実施した結果や、他の事業者からも、このような問題は報告されていないか。
- (事務局) そういった報告は聞いていない。
- (委員) 了解した。
- (会長) ちなみに、DPCというのは、ダイアグノーシス・プロシージャ・コンビネーションの略で、診断と処置のコンビネーションで考えるということのようだ。他に意見はないか。
- (委員) 先ほどの説明では、データ処理用のコンピューターに、ハードディスクを使ってデータを取り込むということだったが、データを読み込んだ後のハードディスク、あるいはその他ファイルの収受に使用する媒体について、どのような処理ないし保管をする予定なのか。
- (事務局) 書き込みしたハードディスクは、広域連合内で保管し、物理的に持ち出せないように鍵のかかるところに入れるようにする。なお、大きなハードディスクであれば、ワイヤで固定するなどして、物理的に持ち出せないように管理している。
- (委員) このデータの提供はどのくらいの頻度で行うのか。
- (事務局) 月に1回。毎月中旬ごろを予定している。
- (委員) そうなると、前月に使ったハードディスクにデータを上書きしたり、別のファイル名で翌月のデータを入れるなどして、同じ媒体を繰り返し使うということか。
- (事務局) そうである。
- (委員) 先ほど処理に使うパソコン本体は、契約が終わったら物理的に破壊することだが、こちらはどのような取り扱いになるのか。
- (事務局) こちらは、データをためていく必要があるので、ハードディスクの中で保管をしていくということになる。
- (委員) 了解した。
- (会長) 他に意見、質問はあるか。

- (委 員) 先ほど説明いただいた、担当者が指紋認証で機械に入ることだが、その作業は1人だけで行うのか。
- (事務局) 1人と聞いている。
- (委 員) 公正を期すために2人で行うというのは考えられないのか。データの取り扱いに問題があることがよく聞かれるので、1人で行うことが100%安全かどうか疑問に思う。色々な場面を想定して安全策を取らせるよう、業者に確認しておく必要があると思う。
- (事務局) 承知した。7月からデータを入れていくことになるので、それまでに業者に確認して検討する。
- (会 長) 他にはないか。
確認だが、自動点検になることで新たな費用の発生はないのか。
- (事務局) 事業者の委託に関して、新たな費用の発生はない。
- (会 長) その中での点検業務が、ある程度自動化されるということか。
- (事務局) そのとおりである。
- (会 長) 以前も質問したが、この二次点検における費用対効果は、どのように考えているのか。
- (事務局) 他の広域連合や自治体などの報告によると、査定率や査定額は上昇していると聞いている。効果が出るまでに少し時間はかかると思うが、期待しているところである。
- (会 長) 二次点検する意味があるということか。
- (事務局) そのとおりである。

(2) その他

社会保障・税番号制度における情報連携開始に向けた特定個人情報保護評価の第三者点検の今後のスケジュールについて

- (事務局) 平成28年1月のマイナンバー運用に合わせて、昨年7月にPIAをお願いしたが、今年度は、実際の情報連携が始まるに当たって、追加のPIAをお願いするということになる。配付した資料は、厚生労働省や国保中央会からの資料をまとめたものだ。

まず、マイナンバーの状況だが、28年1月から運用が開始され、カードの交付等が始まっている。29年1月から、国の機関における情報照会が始まる予定だったが、それが29年7月以降に延期になることが5月に報じられた。

ただ、当初から予定されていた29年7月からの自治体間情報連携については、イベントの項にも記載しているが、今のところ予定どおりとなっている。これに向けて、PIAを実施していかなければならないということ。

標準システムの現状について。標準システムとは、47都道府県の広域連合で使っている、後期高齢者医療制度のシステムのことである。項番の2にあるとおり、4月に概要の説明会が一度あった。ただ、これは今後のスケジュールの説明程度のものであった。同じ説明会が10月に予定されているが、ここで、実際にリリースされる標準システムの内容等の説明が具体的にあると思っている。

現在、国保中央会で、この情報連携に向けた開発テスト等が行われていると聞いているが、それと並行した各都道府県広域連合の予定として、まず、項番4の統合専用端末の設置、項番5の回線敷設について説明する。統合専用端末とは、各広域連合、いわゆる医療保険者から、マイナンバーのサーバーや住基ネットに接続可能な端末のことであり、この設置に当たっては、専用の回線を新たに敷設すると聞いている。照会を行う統合専用端末のみに使用する端末ということなので、外部から侵入ができないものを敷設すると聞いている。これは、実施機関のほうで調達されるので、それについて契約をしていくことになる。

次に、項番6、7、8が当審査会にお願いする事項になる。項番6のPIAの実施について、イベントの項にも記載しているが、10月にPIAの参考情報ということで、47都道府県共通の統一テンプレートが公開されることになっている。そのテンプレートをもとに、10月以降、評価書を作成し、パブコメを実施する。パブコメで修正項目があれば、それを反映させ、2月ごろにこの審査会で審議をお願いしたいと考えている。審議の上、了承をいただいた後は、その評価書を国の特定個人情報保護委員会へ送付し、3月から連動、4月から総合運用テストに入っていく。

項番8の副本登録が本業務になるが、正本は各都道府県広域連合が持っており、その中から広域連合がマイナンバー法に基づき提供しなければならないものについて、副本として中間サーバーの方に登録する業務が5月から発生する。

項番9、10は、標準システムのその他の機能追加等の状況を参考として上げたものである。

(会長) ただいまの説明について、何か質問、意見はあるか。

私から1つ。10月ごろから評価書の作成を始めて、パブリックコメントを実施し、修正したものを国に上げるということか。

(事務局) 修正したものを、こちらで審議いただくことになる。まず、原案を作って、パブコメで意見公募し、修正が必要なものは修正をかけた後、こちらで審議いただく。

(会長) その審議したものを、国に上げるということか。

(事務局) そうである。

(会 長) 審議の独自性というのは担保されるのか。つまり、国に上げても、結局、国の基準に合わすよう返されることはないのか。

(事務局) ゼロではないと思うが、後期高齢者医療に限らず、他の自治体のシステムについても、特定個人情報保護委員会に上がっているが、それが覆されたということは聞いていない。

(会 長) 独自性は尊重されているということか。

(事務局) そのとおりである。

(会 長) 他に意見はないか。

スケジュール的には、未知数のところがあるということか。

(事務局) そうである。テンプレートが10月に本当に出るのか不安なところもある。予定どおり10月にテンプレートが出ても、国の方では、10、11、12月の3カ月も予定をみているが、逆に中身次第では、前倒しのできるものであれば前倒しでやっていきたいと考えている。

(会 長) このスケジュールでは、2月にまた審査会を開く必要があるということか。

(事務局) お願いしたいと思っている。